地方競馬の活性化と競馬の振興に向けて

― 競馬法の一部を改正する法律案 ―

しましま ゆうぞう 農林水産委員会調査室 本島 裕三

1. はじめに

近年、競馬の売上げが著しく落ち込んでいる。

我が国で売上げの9割弱を占める日本中央競馬会(JRA)主催の中央競馬では、平成23年の売上げは2兆2,936億円にとどまり、ピークであった4兆7億円(平成9年)から、約4割の減少となった(図1)。平成23年は、東日本大震災による開催の中止といった特別な事情はあったものの、平成10年から14年連続で、前年の売上実績を下回る結果となっており、売上げの落ち込みが続いている。JRAは、平成22年に事業損益が赤字に転落している。このため、JRAの平成24事業年度予算においては、剰余が出た場合にその半分を国に納める「第2国庫納付金」の予算計上を見送るなど、厳しい経営環境となっている。

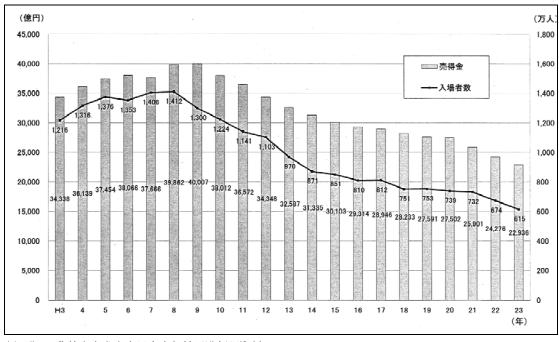


図1 中央競馬の売上げと入場者数の推移

(出所) 農林水産省生産局畜産部競馬監督課資料

¹ 東日本大震災の競馬への影響として、①中央競馬では、福島競馬場が震災の被害を受け、開催が他の競馬場へ振替となった(福島競馬場は、平成24年4月から再開予定)。②地方競馬では、岩手県の水沢競馬場が被害を受け、開催が中止されたが、平成23年12月再開した。また、千葉県の船橋競馬場も損傷を受けた。

² JRAは売上げの10%を国庫に納付すること(第1国庫納付金)、また、毎年度、政令の定めにより剰余金の2分の1に相当する金額を国庫に納付すること(第2国庫納付金)とされている(日本中央競馬会法第27条)。

地方競馬の経営環境は、更に厳しい。平成22年度の売上げは3,332億円であり、ピークの9,862億円(平成3年度)から7割近く減少している(図2)。経費削減等の取組は進んでいるものの、地方競馬16主催者中、半数の8主催者で単年度収支が赤字となった。

地方競馬においては、平成 13 年度以降、7 主催者が競馬事業から撤退し、16 主催者により地方競馬が実施されてきたが、平成 23 年末に熊本県の荒尾競馬組合が経営難を理由に競馬事業から撤退し、15 主催者になった。地方競馬では、主催者ごとに収支状況に格差があり、堅調な主催者も存在する一方、収支の改善が遅れている主催者も存在している。

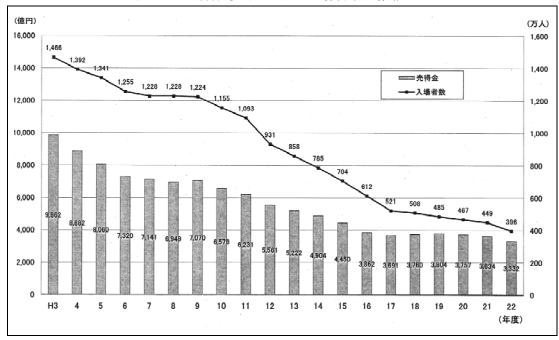


図2 地方競馬の売上げと入場者数の推移

(出所) 農林水産省生産局畜産部競馬監督課資料

競馬法は、平成 16 年並びに平成 19 年の二度にわたり、主として地方競馬に対する支援措置を講ずるために改正されてきた。その支援措置は平成 24 年末又は平成 24 年度末で有効期限が切れることから、これを 5 年間延長するとともに、勝馬投票券の払戻率について、主催者が一定の幅の中で決定することができるようにする「競馬法の一部を改正する法律案(閣法第 42 号)」が、平成 24 年 2 月 24 日に第 180 回国会に提出された。

本稿では、本改正案の概要を紹介するとともに、主な論点を述べる。

2. 法律案の概要

(1) 地方競馬への支援措置の延長

平成16年及び平成19年の競馬法改正を経て、地方競馬全国協会(地方競馬主催者が運営する地方共同法人)が、地方競馬の活性化(地方競馬活性化事業)や競走馬の生産振興等(競走馬生産振興事業)のために行う業務について、JRAが、その特別振興資金から必要な資金の一部を交付できる措置が導入された。本改正案では、この措置の有

効期限が平成24事業年度末又は平成24年度末³となっていることから、この期限を5年間延長することとしている。

ア 地方競馬活性化事業

地方競馬活性化事業は、地方競馬間やJRAとの間の連携を強化し、ファンの利便性や競馬の魅力向上を推進するための事業として、平成16年改正で導入され、19年改正で拡充された。平成17~24年度に実施された主な事業⁴として、全主催者共通の馬券販売・払戻システムの構築、他場との重複開催回避のためのナイター照明の整備、全国・地域間での交流競走・シリーズ化の促進、ネット投票システムの拡充等があり(平成17~23年度の総事業費:18,364百万円(うち補助金:11,706百万円))、一部の競走における売上げの増加、勝馬投票券の販売コストの低減につながった(表1)。

表 1 地方競馬活性化計画・事業の効果 (平成 20~24 年度)

表:20万成局在任日日 事業30万条(1 次 20 24 中皮)			
項目	取組内容・効果		
	・東海北陸ブロック(名古屋、笠松、金沢)での重複開催の解消		
ブロック内での開催日	→年末年始の重複開催なし →開催競合日の減少 [19 年度:22 日→23 年度:13 日]		
程・番組編成の調整	・中国四国ブロック(福山、高知)での重複開催の解消		
	→高知ナイター開催により、開催重複時間帯が減少		
	・門別、高知でナイタ一照明設備を整備		
	→ナイター実施場の増加 [19 年度:2場→23 年度:4場] で、同日開催場との重複時間		
ナイター実施による発	帯が減少し、売上げが増加		
売時間及び購買機会の	門別 [19 年度:130 百万円/日→22 年度:141 百万円/日] (108%)		
拡大	高知 [20 年度: 40 百万円/日→22 年度: 64 百万円/日] (160%)		
	・浦和、名古屋、佐賀、荒尾で他場ナイター競馬が発売できるよう場内照明設備を整備。		
	→本場における他主催レース販売日の増加 [19 年度:6,329 日→22 年度:7,758 日](123%)		
	・ジャパンダートダービー(JDD)を頂点とし6地区でトライアルレースを実施		
	→18 年度からJDDトライアルとなった東海ダービーの売上げが増加		
競馬番組の体系化・統一	[17 年度:39 百万円→23 年度:67 百万円] (170.2%)		
化の促進	・全日本2歳優駿を頂点とし7地区でトライアルレースを実施		
	→20 年度からトライアルとなった未来優駿の売上げが増加		
	[17 年度:246 百万円/場→22 年度:500 百万円/場] (203.3%)		
馬資源の共有化や交流	共有化や交流 ・交流競走・頭数の拡大 [19 年度: 121 レース・350 頭		
競走の活発化による主	→22 年度: 186 レース (154%)・599 頭 (171%)]		
催者間の相互発売の促	の相互発売の促 ・主催者間の相互発売の拡大 [19 年度:504 レース・239 億円		
進	→22 年度: 808 レース(160%)・288 億円(120%)]		
 シリーズ競走等魅力あ	・ダービーウィーク、未来優駿、グランダムジャパン、レディースジョッキーシリーズ、		
る競走の提供	スーパージョッキーズトライアル、スーパースプリントの6シリーズの日程調整を行い		
の死足りた穴	つつ計画的に実施 [19年度3シリーズ16レース→22年度6シリーズ47レース]		
地方競馬共同トータリ	馬共同トータリ ·全 16 主催者のシステムを統合、 1 か所に集約整備→コスト削減年間 14 億円		
ゼータ(馬券発売・払戻)	・レース映像・情報提供のネットワークを統合整備→コスト削減年間 1.1 億円		
システムの構築等	・JRAと地方競馬の相互販売システム構築→24 年 10 月開始予定		

(出所) 農林水産省生産局畜産部競馬監督課資料より作成

46

 $^{^3}$ JRAの事業年度は1月~12月であり、地方競馬各主催者及び地方競馬全国協会の事業年度は4月~翌年3月と異なるため。

⁴ 平成 17~19 年度は競馬連携事業、平成 20~24 年度は平成 19 年の法改正を踏まえた地方競馬活性化事業。

イ 競走馬生産振興事業

競走馬生産振興事業は、競走馬の生産関係団体等が、生産馬の質の向上や競走馬生産の構造改革を促進するための事業として、平成16年改正で導入された(表2)。平成17~22年度に実施された主な事業には、優良種牡馬・繁殖牝馬の導入、軽種馬経営技術指導者等の養成と技術普及、海外販路拡大のための輸出関連施設(検疫施設等)の整備、軽種馬農家に対する借換え資金の融通等が実施された(平成17~22年度の事業費:9,927百万円)。

表 2 競走馬生産振興事業の実施状況(平成17~21年度)

公二			
事業の内容		実施状況	
I	組織化対策	・経営の組織化を行う事業実施主体で、昼夜放牧や共同利	
1	軽種馬経営構造改革支援事業	用の施設を整備 [17 年度: 3件、18 年度: 5件、19 年度:	
	担い手経営の組織化等に必要な施設設備等へ助成	9件、20年度:10件、21年度:12件]	
Ⅱ 経営基盤強化対策		・17 年度:50 頭(国内 14、海外 36)、18 年度:49 頭(国内	
1	優良繁殖牝馬導入促進事業	17、海外 32)、19 年度:51 頭(国内 20、海外 31)、20 年度:50	
	優良繁殖牝馬導入時の購入費・海外輸送費の助成	頭(国内 19、海外 31)、21 年度:43 頭(国内 21、海外 22)	
		の購入費等へ助成	
2	軽種馬経営強化改善資金特別融通事業	・融資枠 120 億円(5か年実績 111.4 億円)	
	既往借入金借換えのための長期低利資金融通等	17~21 年度利子補給額 119 件 2.02 億円	
		17~21 年度信用保証奨励事業費額 17.82 億円	
3	軽種馬経営高度化指導研修事業	・18 年度に軽種馬生産技術総合研修センターの設置(北	
	経営指導者の育成、軽種馬経営に対する指導強化	海道)	
		・海外招聘講師(栄養管理・護蹄)による現地指導等	
4	軽種馬海外流通促進事業	・輸出検疫に必要な係留・放牧等の施設の整備(17 年度	
	国産馬の海外販路拡大のための輸出環境の整備等	鹿児島、18 年度北海道)。17 年度は韓国競馬関係者のせり	
		市場招聘等により 65 頭を輸出	
		・海外競馬主催者へ調査馬を輸出し、競走成績等を調査	
		(18 年度シンガポール 10 頭、21 年度韓国 9 頭)	
Ш	供給縮小対策	・17 年度 11 戸 26 頭、18 年度 13 戸 24 頭、19 年度 12 戸	
1	軽種馬生産需給安定緊急対策事業	27 頭に対して奨励金を交付。20 年度、21 年度は廃業農家	
	軽種馬生産を廃業する者へ定額の奨励金交付	の確認調査を実施	

(出所) 農林水産省生産局畜産部競馬監督課資料

ウ 地方競馬主催者からの交付金還付措置

地方競馬主催者は、地方競馬全国協会に一定の交付金を交付することになっている。 しかし、平成 16 年の競馬法の改正において、競馬事業の収支が不均衡な主催者につい ては、地方競馬活性化事業の補助を受ける代わりに、競馬場の改修等の収支改善措置に 要した費用に充てるため、主催者が地方競馬全国協会へ交付した金額の一部を還付でき る措置も講じられている。本措置も平成 24 年度末で有効期限を迎えることから、本法 の改正案において、有効期限を5年間延長することとしている⁵。

(2) 競馬の振興のための措置(払戻金の算出方法の見直し)

本法の改正案で新たに措置されるものに、競馬の振興を図るため、払戻金の算出方法の

⁵ 本制度が創設された平成17年度以降、還付措置を利用した主催者はいないが、主催者の経営判断の幅を持たせるという観点から、引き続き延長することとしている。

見直しがある。現行制度は一定の算式(競馬法付録第一号算式)で払戻率が決まることになっている(平均値約75%)。しかし、払戻率の算式がファンに分かりにくいことや、主催者が払戻率に関与できないことを改善するため、本改正案では、勝馬投票券の種類でとに、売得金の70%から農林水産大臣が定める率の範囲内で競馬主催者が定めることができるとしている。

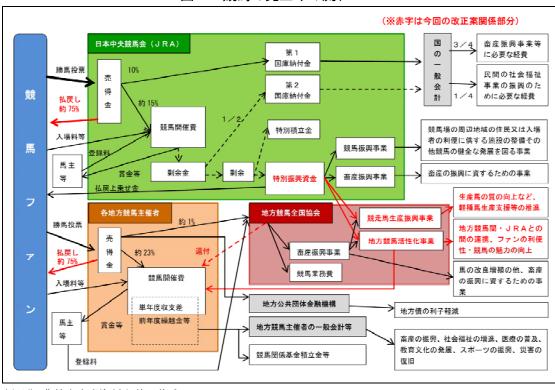


図3 競馬の売上げの流れ

(出所) 農林水産省資料を基に作成

3. 主な論点

(1) 競馬の活性化及び現行体制の見直し

本改正案のうち、地方競馬への支援措置については、従来の支援措置を単純延長する内容となっている。現在の支援措置の開始(平成 17 年)から、地方競馬の売上額の下落は穏やかとなり、支援措置には一定の効果があったとみられる。ただ、平成 22 年度に半数の主催者が赤字となるなど、地方競馬の経営が好転することを見通せる状況には至っていない。JRAと地方競馬における勝馬投票券の相互販売(平成 24 年 10 月開始予定)に期待を寄せる向きもあるが、ファンが関心を持ち得る競走を提供しなければ、JRAを通じて販売を行えるようになっても、経営環境の好転にはつながらないのではないか。むしろ、JRAの勝馬投票券を地方競馬で販売できることで、売上げがJRAの競走に集中する可能性もある。地方競馬の魅力とは何かをしっかり議論し、その魅力

⁶ 勝馬投票券は、単勝式、複勝式、連勝単式、連勝複式、重勝式の5種類の発売が認められている。1着から3着まで着順どおりに当てる「3連勝単式(3連単)」、1着から3着までに入る3頭を当てる「3連勝複式(3連複)」、3着までに入る3頭のうち2頭を当てる「拡大2連勝複式(ワイド)」もこの中に含まれる。

をどう高めることができるか、早急に結論を出す必要がある。

また、地方競馬に支援を行っているJRAにおいても、売上額が減少し続けている。 平成 22 年は競馬事業が赤字となり、支援財源である特別振興資金については、積み上げた資金⁷を取り崩している状況であり(図3)、資金の枯渇も懸念される。

地方競馬は主催者ごとにそれぞれに特色があり、これが正に、地方競馬の魅力ともなっているが、JRA・地方競馬の二元体制の見直しや、地域振興、畜産振興につなげることを可能とする競馬の在り方について、早急に議論する必要があろう。

(2) 競馬の魅力向上

近年、高配当が期待できるものの、的中が難しい3連単などの勝馬投票法が導入され、 売上げに占める割合が増加している⁸。これらの勝馬投票法については、ファンに高配当 を期待させる宝くじ的な性格があるため、1人当たりの購入額を下げている可能性があ る。また、的中したファンも、払戻金を次のレースの勝馬投票券の購入費用に充てない ことで、購入資金が回転せずに1日当たりの売上げも下がる可能性もある。

ファン1人当たりの購入額を上げ、1日当たりの売上げを伸ばすためは、単勝、複勝、 ワイドといった比較的当たりやすい投票券の払戻率を引き上げることも考えられる%。

本改正案では、払戻率の規制を緩和し、勝馬投票券の種類ごとに一定の範囲内で競馬 主催者の判断で定めることができるとされているが、払戻率の変更を売上増につなげる ことは容易ではない。払戻率を上げても、売上増につながらなければ、競馬主催者の収 支が圧迫される。他方、払戻率を下げてしまえば、ファンの競馬離れを招くおそれがあ る。一度ファン離れが起きれば、回復させることは困難であろう。

近年、競馬の売上げが減少している理由について、バブル景気以降の不景気やレジャーの多様化ということがしばしば挙げられる。消費者心理が冷え込み、競馬に向かう金額が抑えられていることは事実であろう。しかし、JRAは、「競馬ブーム」により、バブル崩壊後の平成9年まで売上げを伸ばした。近年のJRAの売上げ低迷は、不景気やレジャーの多様化というよりも、むしろ、ブームの源であった「熱気」を維持できなかったことが大きいのではないかと思われる。

これまで、競馬の魅力向上策として、競馬場の整備・改修、競走番組の改革、ファンの利便性向上、強い馬づくりといった施策が実施されてきたが、これからは、「競馬の魅力とは何か」を突き詰め、公営ギャンブルである競馬としての魅力をしっかり分析し、最大限にいかして、「熱気」を取り戻していくことが必要ではないだろうか。

49

⁷ JRAの財務諸表によると、平成22年12月31日現在の特別振興資金勘定の資金合計は、669億8,700万円となっており、平成23事業年度予算で104億円、平成24事業年度予算で132億3千万円を取り崩している。

⁸ JRAにおける平成23年の勝馬投票法ごとのシェアは単勝式4.5%、複勝式7.2%、枠連3.5%、馬連14.3%、 馬単9.1%、ワイド5.1%、3連単36.2%、3連複18.1%、5重勝2.0%となっている。

⁹ JRAは単勝式・複勝式について、平成17年から払戻率5%を上乗せし80%としている。